

○ 山梨大学学生寄宿舍紫遥館細則

制定 平成27年 2月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則第46条第2項の規定に基づき、山梨大学学生寄宿舍紫遥館（以下「紫遥館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 紫遥館は、山梨大学（以下「本学」という。）学生の快適な生活の場として、充実した学生生活に資することを目的とする。

(定員)

第3条 紫遥館の収容定員は、女子20人とする。

(管理運営の責任者)

第4条 紫遥館の管理運営の責任者は、理事（教学担当）（以下「理事」という。）とする。

(委員会)

第5条 紫遥館に関する重要事項については、山梨大学学生委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(入寮者の選考及び入寮の許可)

第6条 入寮者の選考及び入寮の許可は、委員会の定める基準に基づき理事が行う。

2 入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要書類を添えて、理事に申請しなければならない。

(入寮許可期間)

第7条 入寮許可期間は、入寮を許可した日から当該年度の3月20日までとする。

(入寮手続及び許可の取消し)

第8条 入寮許可を受けた者は、指定する期日までに所定の誓約書等を提出しなければならない。

2 指定する期日までに前項に規定する手続きを完了しない者は、入寮許可を取り消すものとする。

3 誓約書等の内容に虚偽の記載があることが判明したときは、入寮許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

第9条 寮生は、本学が別に定める寄宿料を、毎月20日までに納入しなければならない。

2 寄宿料は、月の途中で入寮又は退寮する場合であっても、1月分を納入しなければならない。

3 既納の寄宿料は、返還しない。

4 その他、前各項に定めるもののほか、寄宿料の納入の取扱いについては、別に定める。

(光熱水料)

第10条 寮生は、前条に規定する寄宿料のほか、別表に定める居室部分に係る光熱水料を、毎月所定の期日までに納入しなければならない。

(施設設備の保全等)

第11条 寮生は、紫遥館の施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）を常に良好な状態に保つことに留意し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室等に入居者以外の者を宿泊させないこと。
- (2) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (3) 居室を第三者に使用させないこと。
- (4) 改造、模様替え等により居室の原状を変更しないこと。
- (5) 本学関係者が行う防火管理、保健衛生管理、災害防止その他紫遥館の管理上の指示に従い、また、これに積極的に協力すること。

(賠償義務等)

第12条 入居者は、故意又は重大な過失により紫遥館の施設等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに届け出るとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退寮)

第13条 寮生が次の各号の一に該当したときは、速やかに退寮しなければならない。

- (1) 本学の学生の身分を失ったとき。
 - (2) 入寮許可期間を終了したとき。
 - (3) 第8条第3項に該当したとき。
 - (4) 寄宿料又は光熱水料を3ヶ月以上納入しないとき。
 - (5) 休学する者について退寮処置を必要とするとき。
 - (6) 第11条の規定に違反し、理事の指示に従わないとき。
 - (7) 紫遥館において著しく秩序を乱す行為のあったとき。
- 2 前項第5号から第7号に該当する場合は、委員会の議に付すものとする。

(退寮手続)

第14条 退寮を希望する者は、所定の退寮願を退寮する1ヶ月前までに提出しなければならない。ただし、入寮許可を取り消された者にあつては、この限りではない。

- 2 退寮に際しては、事前に居室の施設、設備、備品等について、理事の指定する者の点検を受けなければならない。
- 3 前項の規定は、退寮を命ぜられた者についても適用する。

(庶務)

第15条 紫遥館に関する庶務は、教学支援部学生支援課において処理する。

(その他)

第16条 この細則に定めるもののほか、紫遥館の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学学生寄宿舎紫遥館規程（平成21年11月25日制定）は廃止する。

別表

経費負担区分に関する基準

	< 共益部分 >	< 居室部分 >
電気料	居室以外の施設において使用する電気の料金（共益費）	居室で使用する電気の料金
水道料	居室以外の施設において使用する水道の料金（共益費）	居室で使用する水道料金